

厚生労働省、技能協事務局を訪問 ～平成30年7月豪雨により被害を受けた派遣労働者への配慮 に関する要請～

平成30年7月30日、厚生労働省より、大臣官房の小林洋司審議官（職業安定担当）他2名の方が当協会を訪問され、「平成30年7月豪雨により被害を受けた派遣労働者への配慮に関する要請書」が手交されました。[【要請書はこちら】](#)

平成30年7月豪雨への当協会の対応は、会員企業に対し、雇用の確保への取組ならびに雇用調整助成金の特例措置について周知してまいりましたが、このたびの厚生労働省からの要請を踏まえ、あらためて、雇用の確保への取組等の周知を徹底してまいります。

【厚生労働省からの要請の概要】

- 1 平成30年7月豪雨により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念される。
- 2 1に伴って、特に急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがある。
- 3 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じるとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮をお願いしたい。
 - 1) 労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、派遣先と協力しながら新たな就業機会の確保を図るようお願いしたい。
 - 2) 1)が困難な場合でも、まず休業等を行い、雇用の維持を図るとともに、それに要した費用を助成する雇用調整助成金の特例措置を活用するなどして、休業手当を支払うようお願いしたい。
- 4 技能協においては、会員企業に対する周知・啓発について、特段の配慮をお願いしたい。



【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL: (03) 6721-5361 FAX: (03) 6721-5362